農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

農業振興地域制度
〈農業上の土地利用のゾーニング〉
農振法

農業振興地域
（都道府県が指定）

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域

農用地区域
（市町村の農業振興地域整備計画で設定）

農業上の利用を図るべき土地の区域

（転用禁止）※

農振白地地域

農業振興地域外

農地転用許可制度
〈個別転用を規制〉
農地法

許可権者

- 都道府県知事
- 農林水産大臣が指定する市町村長（指定市町村）の長
（4ha超は農林水産大臣に協議）

不許可

Ⅰ 原則不許可

［第1種農地］
・集団農地
・土地改良事業対象農地　等

Ⅱ Ⅲに立地困難な場合に許可

［第2種農地］
・土地改良事業の対象となっていない小集団の生産力の低い農地　等

Ⅲ 原則許可

［第3種農地］
・市街地にある農地　等

市街化区域：届出制

〔生産性の高い優良農地〕

〔小集団の未整備農地〕

〔　市街地近郊農地　〕

〔　市街地の農地　〕

※農地転用を行うには、農用地区域の変更が必要。
注：農振法とは「農業振興地域の整備に関する法律」のことをいう。